

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 2 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 9 号

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例（平成 1 2 年上尾市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 5 7 の項を 5 9 の項とし、5 6 の項の次に次のように加える。

5 7 政令第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項の規定に基づき 既存建築物の大規模修繕等 の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等 に対する敷地と道路との関係 の建築制限の緩和に係る 認定申請手数料	1 件につき 2 万 7, 0 0 0 円
5 8 政令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項の規定に基づき 既存建築物の大規模修繕等 の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等 に対する道路内における 建築制限の緩和に係る 認定申請手数料	1 件につき 2 万 7, 0 0 0 円

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。